第百四十二回国会衆議院　公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録　第三号

平成十年四月三日（金曜日）
午後一時三十二分開議

出席委員
委員長　葉梨　信行君
理事　住　博司君　理事　林　幹雄君
理事　細田　博之君　理事　八代　英太君
理事　田中　甲君　理事　堀込　征雄君
理事　遠藤　和良君　理事　西野　陽君
石橋　一弥君　遠藤　利明君
奥山　茂彦君　桜井　郁三君
桜田　義孝君　田中　和徳君
田中　昭一君　穂積　良行君
左藤　恵君　松沢　成文君
山花　貞夫君　池坊　保子君
並木　正芳君　武山百合子君
東中　光雄君　秋葉　忠利君

出席国務大臣
自治大臣　上杉　光弘君

出席政府委員
自治政務次官　佐藤　静雄君
自治省行政局選挙部長　牧之内隆久君

委員外の出席者
議員　石井　一君
議員　倉田　栄喜君
議員　堀込　征雄君
衆議院法制局第一部長　早川　正徳君
衆議院法制局第一部第二課長　佐藤　治君
外務大臣官房領事移住部領事移住政策課長　庄司　隆一君
自治大臣官房審議官　牧野　清文君
自治省行政局選挙部選挙課長　山本信一郎君
自治省行政局選挙部管理課長　高部　正男君
衆議院調査局第二特別調査室長　田中　宗孝君

委員の異動
四月三日
辞任　補欠選任
古賀　誠君　遠藤　利明君
松本　純君　桜田　義孝君
同日
辞任　補欠選任
遠藤　利明君　古賀　誠君
桜田　義孝君　松本　純君

本日の会議に付した案件
公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、第百四十回国会閣法第九二号）
公職選挙法の一部を改正する法律案（石井一君外三名提出、第百四十回国会衆法第一八号）

○葉梨委員長　これより会議を開きます。
第百四十回国会、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び第百四十回国会、石井一君外三名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
お諮りいたします。
両案につきましては、第百四十回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○葉梨委員長　御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第百四十回国会、内閣提出）
公職選挙法の一部を改正する法律案（第百四十回国会、石井一君外三名提出）
〔本号末尾に掲載〕

○葉梨委員長　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。住博司君。
○住委員　先進国で在外投票制度を持っていないのは日本だけということで、今や七十六万人余りの同胞が海外で活動中であります。国政選挙に在外邦人が投票権を行使することができるようになる本改正案、ぜひ実現をさせ、速やかに実施したいと私ども考えておりますし、同時に、導入する以上は失敗は許されないということがございます。
今回、在外邦人の投票権を実現するに当たって極めて重要な役割を果たしますのが、在外公館であり、郵便投票という仕組みでございます。ほんの短い時間でございますけれども、この二つに焦点を当てまして確認をしておきたいと思います。
まず最初に、世界じゅうに点在している在外公館がそれぞれ投票場所としてふさわしいか、だれがどのような形で判断をするかということについて伺っておきたいと思います。
○牧之内政府委員　御提案をいたしております政府案におきましては、公館投票を原則としておりますが、公館投票が著しく困難な地域として政令で定めるものにつきましては郵便投票で行うということにいたしておりまして、具体的な政令の制定に当たりましては、自治省、外務省、協議をして定めることにいたしておるところでございます。
○住委員　在外公館での投票ということが困難なものについては政令で定める、今部長がおっしゃったとおりでございます。
ただ、郵便投票で行われるところというのは、当初、説明を私ども受けたときには、例えば人口の密集地等、人が集まって大変難しいところだというふうに聞いておりましたけれども、投票のためにたくさんの人が公館に来るということも一つの条件かもしれませんが、もう一つは、政情不安のところとか、あるいは治安が悪いところではテロとか不測の事態も起こりかねないということが懸念されております。
それからもう一つは、今度は投票する側なんですけれども、遠隔地に住む人が大使館、総領事館で投票するには、場合によっては飛行機に乗って、一泊して泊まりがけで行かなきゃならない、経済的にもあるいは時間的にも大変な負担になるということがあると思います。
例えばアメリカのカリフォルニア州、この前の参考人の御意見の中にも、妹尾先生がおっしゃっていたように、カリフォルニアの場合には一州だけで日本と同じ大きさがあって、総領事館は二つだ、しかも隣にはないところもあって、全く公館のない州もあるんだと。しかも、一つの公館で幾つもの国を担当しているところもありますね。そういったところを考えますと、余りに在外公館投票を貫こうとすれば、事実上投票できないということになりかねないということを指摘をしておかなきゃいけないし、この委員会でも指摘されたと思います。
したがって、この郵便投票を公館から遠隔地に住む人にも認めるように政令に事細かく書かなければならない、こう考えますけれども、その際には具体的にどういうふうに書いていくのか、ちょっとその点をお聞かせをしておいていただきたいと思います。
○牧之内政府委員　先ほど御答弁申し上げました

甲第16号証

ように、投票方式は公館投票を原則としておりますが、公館投票が著しく困難な地域のとらえ方といたしましては、私どもは領事官単位にその地域をとらえていくという考え方に立っているところでございます。

しかるべきところがそういう地域であるかと申しますと、ただいまお話もございましたように、非常に邦人の数が多くて物理的、人的に公館投票が対応できないような領事官の区域、あるいは邦人が多数同一行動をとることによって治安上問題点を生ずるような地域、こういうところを著しく困難な地域として領事官単位で定めていくという基本的な考え方に立っていたところでございます。

しかしながら、先般からの国会審議等でも、同じ領事官の区域でも遠隔地に住む方々、こういう方々は、投票者の立場に立てば郵便投票を認めるという方がいいのではないかという御指摘も多数あったところでございまして、また、その後各党間の御論議の中でも、そういうお考えが大勢を占めてきているというふうに聞いておるところでございます。国会の御意思として、そういう同じ領事官の区域でも遠隔地に住む方々にも郵便投票を認めるというふうに政令を定めていくべきであるというようなお考えでの御指示があるといたしますれば、私どもはその意を踏まえて対応しなければならないというふうに考えております。

じゃ具体的にどういう形でその区域を定めていくのか。これにつきましてはまだ外務省とも十分な論議をいたしておりませんが、例えば国の単位で書けるところはそう困難ではないと思います。それから州の単位というもので定められるところもありましょうし、それだけではなかなか有権者の方々に公平性から見てどうかというような地域もあるいはあろうかと思います。そこらは個々具体の国ごと、あるいは領事官の管轄区域ごとに見てこれから十分勉強をし、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○住委員　大変難しい課題になると思うのですけれども、これを故今できちんと書き込んで、言ってみれば不公平さがないように何とか織り込んでいきませんと、住んでいる地域によって違うんだということになれば、せっかく投票権をお持ちをいただくということの魅力が半減をしてしまうということだと思いますので、私どももそこのところはよくこれからも議論をさせていただきながら、ぜひ外務省の方とも協議をしていただき、しっかりとした制度でスタートさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、何せまだ参議院での御審議がございますから、衆議院の方では一定の結論が出るようになりますけれども、もしこの在外投票権を認めるということになれば、全くの初めてのことでございます。我が国では経験したことのないことです。

例えば、選挙人名簿への登録をどうしていくのだとか、あるいは投票権を行使するにはどうすべきなのかとか、在外選挙制度の仕組みというものを具体的にわかりやすく七十四万人余りいらっしゃる在外邦人の方に周知する必要があると思いますが、これは主に外務省がおやりになるのですか、自治省がおやりになるのですか、その点をちょっとお答えいただきたいと思います。

○牧之内政府委員　在外選挙制度ができましたならば、その内容につきまして、わかりやすいパンフレットとかポスター等をつくりまして、これを各国の領事館に送付し、また、領事館では、現地の日本人会等を通じながら、在外邦人の方々に周知をしていくということを考えているわけでございます。

パンフレット、ポスター等につきましては、私どもが主体になりながら外務省と協議をして作成するということになりますし、また、現地でのPRの方法等につきましては、各領事館の皆様方に御足労をお願いするという点が多かろうというふうに考えております。

○住委員　そこで、外務省にお尋ねしますけれども、こう聞きますと、在外公館の業務がふえることになりますね。追加業務ということになる。その人的な手配というものも含めて、これはきちんとやれるという自信を、自信というよりも決意をこの場所で述べておいていただきたいと思います。

○臼井説明員　御質問にお答えいたします。

在外選挙の投票の執行、管理に当たって在外公館が行います業務は、御指摘のとおり、まず在外選挙人の登録に係る事務、そして実際の投票に係る事務等がございます。しかし、このいずれにいたしましてもかなりの作業量となると承知しておりまして、そういう意味でも、人的にもまた訓練の面でも、また場合によっては必要な資金の面でも、十分な体制づくりというものが必要と認識しております。

いずれにしましても、外務省としましては、この在外選挙に係る業務は初めてのものでもございますので、これを円滑に行うための体制づくりに万全を期していきたいと思いますし、そういう体制づくりに対して皆様方の御協力も得たい、こう思っております。

○住委員　とにかくその点は、しっかりと、自治省とよく協議をして、そして難しいところがあったらきちんと言っていただかないと困るというふうに思いますので、その点を指摘しておきたいと思います。

そして、この制度がスタートをして、徐々にいろいろな問題点が出てまいりますので、その点は、この後が公選特の委員会も含めて、しっかりとその内容を見きわめながら、よりよい制度にしていく必要があるということを申し述べさせていただきまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○衆議院議員　次に、田中平君。

○田中(甲)委員　田中でございます。民友連を代表して質問させていただきます。歴史的な一ページが開かれようとしている、そんな中で質問をさせていただくことを大変光栄に存じております。

私が最初に確認をさせていただきたいのは、この法修正案が出されるということでございますが、その修正案の主な趣旨ということをまず確認をさせていただきたいと思います。――それでは、帰国の意思について確認をさせていただきたいと思います。これから修正案が出されるということですからまだそのことには答えようがないということでありましたが、既に理事会で配付はされまして、それぞれそのような思いを持って議論を進めてきたつもりであります。

大臣に、今後帰国の意思の確認ということの必要性についてどのような御見解を持たれているか、御質問させていただきたいと思います。

○上杉国務大臣　お答えいたします。

将来国内に住所を定める意思を有していない者は、その意思を有する者に比べて日本の国政との関係が希薄でありまして、したがって、一般的には、日本の国政への関心も薄く、その意思が強く現りにおいては我が国の国内における施策の影響をほとんど受けないと考えられることなどの理由から、在外選挙の対象範囲に、将来国内に住所を定める意思のある者に限ることとしたものでございます。

しかしながら、その後の国会審議におきましても、帰国する意思という内心の問題を基準として用いることの是非や、具体的な認定ができるのかどうか等について御指摘もございまして、また、その後各党間でもろもろの御論議がなされたところと承知をいたしておるところでございます。

この帰国意思に関しまして、国会の御意思として登録要件から削除すべしということになれば、謙虚に従ってまいりたいと考えておるところでございます。

○田中(甲)委員　ありがとうございます。

それでは、その点について同様の質問でありますけれども、衆法、議員立法を提出されている方に確認をさせていただきたいと思います。

○石井(一)議員　十年前に政府提案が行われましたときには、明確にその帰国の意思というのが

明記されておったわけであります。

その後、私たちはもろもろの議論を積み重ねまして、まずは実情を調査いたしました。私自身も、団長といたしまして、認定法の議員団で、在外の皆様方と意見を直接交換するためにシドニーとクアラルンプール等へ出かけてまいりまして、いろいろ議論もしたわけでございます。今委員が御指摘されましたことで、新たな意見がいたしました。

例えば、永住権を持っておる人には、帰国の意思とは関係はございませんけれども、永住権を持っておるということは帰国の意思がないというふうに解釈する考え方もあります。しかしながら、外国の法制度によりますと、専門職を持っておるとか特定以上の収入をしておるというふうな人々に対しては永住権を与える。しかし、その人は、日本人としての意識が強く、当然帰国の意思があるというふうなことがございまして、永住権とか非永住で帰国の意思を判断するわけにはいかないというふうな点もございます。

また、現地での議論の中で感じましたことは、長く外国におられる方ほど郷愁の念強く、日本の国政に対しても関心が高いというふうなこともあります。

また、自治大臣がお答えになりましたように、技術的に、帰国の意思を確認するという形式的なことだけで権利を与える、与えぬというふうなことも実は問題がある。

いろいろなことを考えましたときに、この帰国の意思というふうなことの法の精神はわかりますけれども、現実的にはもろもろのケースが想定されるだけでなく、手続上もいろいろの問題点があるというふうなことがわかりまして、そういうふうなことから、とりあえず、大前提をするわけでございますので、まずテストケースとしてその条項を削除し、その中から今後本当に明確な区分分けをしながら法を整備していったらいいのじゃないか。いろいろ申し上げましたけれども、そのことにこだわらなくてもいいのじゃないかということを私たち提案者も考えておる次第であります。

○田中(甲)委員　わかりました。

それでは、衆法、閣法とも帰国の意思を削除していきたいという思いを持たれているという確認ができましたので、さらにこの後、ぜひとも修正という部分で、できることならばさらに強い文言でうたい込みたいという、そんな気持ちを持つ点を数点御質問させていただきたいと思います。

これから、私たちは衆法に賛成するという立場を正直持っておりますから、その修正の内容あるいはその他の対応ということによって、やはりしっかりとこの法案というものも判断していかなければいけないという気持ちを持つところでございます。

修正という形になるのでしょうか、衆議院においては小選挙区、参議院においては選挙区において、なるべく早い時期にやはり比例だけではなく実施をしていくという姿勢が必要だと思います。ある期間、一定の期間、あるいは速やかに対応するなどという文言が使われて、明確に時期が書き込まれない場合、在外の方々にはやはり投票の権利というものが半分しか与えられないという、そんな気持ちが持たれるのではないかと思います。

その点について、大臣から御所見がございましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○上杉国務大臣　御承知のとおり、比例代表選挙というのは、個人名を書きます選挙と違いまして、これは政党名を書くわけでございます。小選挙区あるいは参議院の選挙区、両選挙は個人名を書いてということになれば、当然、その個人の人となりあるいは政策なり、そういうものについては十二日あるいは十七日間の間に周知徹底がなされるわけでございます。しかし、海外におきまして、海外の有権者の皆さんにおいてこれを周知徹底するというのは極めて困難な状況にあるという判断をいたしておるわけでございます。さような意味で、比例代表選挙区に限っておるわけでございますが、政党の主張あるいは政策等につきましては、現状におきましても、常日ごろからテレビ、ラジオ等を通じましてもう海外にも伝わっておりますから、当然そのことについては、有権者としてそれらを知る、あるいは情報を得るという立場に海外といえども立っておられる。そういう意味で、実は今回は比例選挙区のみに限ったものといたしたわけでございます。

これをできるだけ早くということでもございますが、何しろ初めての試みでもございまして、それらの選挙を何回か経験をする中で、今委員がおっしゃいましたように、比例あるいは選挙区選挙とともにそれらに投票権が付与されておるわけでございますから、経験を踏まえた上でこの点については早くということを考えておりますが、当分の間は比例選挙のみに限って、在外公館における投票の実績あるいは選挙に対する体制のありよう、そういうものも見きわめた上で判断をしていかなければならない、このように考えておるところでございます。

○田中(甲)委員　御答弁ありがとうございます。

当分の間というのは、私は非常にあいまいな表現であるということを感じざるを得ないのです。自治大臣も当然、専門でございますから、その点を理解、認識をされてお使いになられていると思うのですけれども、地方自治法の第二百五十条、これはよく引き合いに出されるところでありますが、この法文の間で使われている当分の間というのは、地方債を起こす並びに起債の方法、利率等に関して、自治大臣または都道府県知事の許可を受けなければならない、当分の間と言われて既に五十年たっているという、悪しき自治にかかわる当分の間の期間が極めて不明確であるということが言われ尽くされていますから、ぜひさらに強い言葉で表現をして、早く在外の方々の期待にこたえるという姿勢をぜひとも持っていただきたいと思うのであります。

導う法律の例を挙げましたけれども、この在外邦人の法案に関しましても、最初に出されたのがいつなのかということを確認してみましたら、鈴木善幸首相のときに、給与法関連で、在外公館の名称及び位置並びに云々という長い法案の附帯決議で、在外邦人が選挙権の行使ができるよう適切な措置を検討するようにということが盛り込まれました。一九八二年、既に十六年たっております。

つまり、附帯決議の強さというのは法的な拘束力がありませんから、やはりここでしっかりとした大臣の御答弁というものをもう一度いただいておきたい。当分の間という表現ではなく、さらに強く、在外の邦人の期待にこたえるように、そんな気持ちを持たれているという御答弁をいただければ、私が喜ぶのではなくて在外の皆さん方が喜びますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○上杉国務大臣　五十年もたって当分の間ということには、この提案、ならないものと考えておりますが、まずは、初めての試みでございますから、在外公館における選挙の実績というものを十分踏まえ、それらを見きわめた上で、当分の間はこれでさせていただきたい、いましばらくの時間をちょうだいすればありがたい、こう考えておるところでございます。

○田中(甲)委員　くどいようでありますけれども、やはり権利というものが半分しか与えられていないという気持ちを持つと思います。どうぞ、可及的に速やかにとか、さらに強い文言で表現をしていただきたいという希望でございます。

さて、選挙権、国民の固有の権利である、第十五条であります。すべてこの辺はもう皆さん方に御認識されているところでありますが、さて、在外邦人の問題がひとつ新しい展開に入ってくる。実際に施行されるのが二〇〇一年になるのでしょうか。こういうことを行ってまいりますと、ほかに残された国民の権利というもの、選挙に関して、固有の権利が十分に満わっていないという部分がまだあると思うのですけれども、大臣はその辺どういう認識をお持ちになられているのでしょうか。

○敦之内閣府審議官　選挙権を有しながら、現在の投票の仕組みの中では事実上投票ができない方々、すなわち寝たきり老人の方でありますとか、あるいは洋上におられる船員の方々でありますと

か、そういう方々がおられるということは承知をいたしておりまして、重要な選挙権の問題でございますので、どういう方法があり得るのかということにつきましては、私どもも研究をいたしているところでございます。

○田中(甲)委員　今御答弁の中に洋上投票ということが出ておりましたけれども、やはり在外邦人の投票ということがこのような状況になってまいりますと、当然、洋上で投票の権利というものが行使できない方々の差別というものもさらに高まってくるのだろうと思います。

私は、いろいろな選挙方法をこの公選特で考へ、検討していくということは大事だと思いますけれども、この基本的な選挙権というものをきっちりと有権者の方に、国民に与えていくということが、この委員会で扱う極めて重要なことだと思いますので、洋上投票ということにも積極的に取り組んでいきたい。委員の一人としてそう思っているわけでございますが、大臣、御見解はいかがでありましょうか。

○上杉国務大臣　いずれにいたしましても、貴重な選挙権の行使でございますし、民主主義の根幹にかかわることでもございますから、極めて重要な課題でございます。今後ともさまざまな角度から引き続き検討してまいりまして、選挙権を有する方々が投票ができるような方法を求めていくということは当然の仕事だと考えております。

○田中(甲)委員　時間が参りました。

最後に、私の私見でありますけれども、投票率が低いというのは、東京四区の衆議院補欠選挙を見ても、今私たち政治家が切実に受けとめなければならないことだと思います。この投票率の低さは政治に対する信頼が欠けているのだということをまずみずからが反省をしていかなければならないのですけれども、投票率を上げていくということもこの公選特で今後十分に検討をしていかなければならないのだろうと思います。

こういう機会をいただきましたので、例えば、十八歳からの投票権ですとか、あるいは投票権だけを年齢を下げるのではなく、被選挙権というものが成人の者に与えられるという姿などがこれから検討されてしかるべきだろうと思います。そんな点を今後委員長に相談をしながら進めていきたいと考えております。大臣の御指導もぜひ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○上杉国務大臣　年齢の引き下げ等については諸外国でも見られるところでございますが、選挙権の行使の年齢引き下げだけでは、関連する法案との兼ね合いもございますから、このことについては、委員の御提案はよくわかるわけでございますが、関連法案との関連性も十分踏まえて検討をしてまいらなければならないものと考えております。

○田中(甲)委員　最後の発言であります。

積極的な御答弁をいただきましてありがとうございます。実は、衆議院法制局と打ち合わせをしてまいりますと、十八歳への選挙権の引き下げの方がなかなか広範にわたって難しい。逆に、被選挙権が二十からという姿の方が法案的には非常にきれいに分けられるという、そんなところを今勉強しているところでございます。また御指摘いただければありがたいと思います。ありがとうございました。

○笠浪委員長　次に、渡辺和也君。

○渡辺(和)委員　私は、きょうは憲政史上画期的な審議をしている国会だと思います。日本の国に議院内閣制ができて以来、国政選挙の投票権を在外邦人の皆さんにも付与するという法案がこの後採決されるわけでございまして、まことに重要な意味を持っている国会であると思います。このことについて長い間努力をしてこられた先輩の皆さんに私は心から感謝しつつ、質問をさせていただきたいと思います。

今外国に住んでいる在外邦人の皆さん、そして今度の国政選挙に投票者として参加できる人数の推定でございますけれども、五十万人ほどだと言われておりますが、この推定の根拠、それから国別のあらかたの数、その辺がわかりましたらお答え願いたいと思います。

○牧之内政府委員　海外在留邦人数調査統計というのがございますが、これによりますと、平成八年十月一日現在の在外邦人数は七十六万四千人ほどでございます。

このうち選挙権を有する者となりますと成人ということになるわけでございますが、これらの方々に成人平、全体の中で成人が何割を占めるかということを掛けまして推計をするという方法をとっておりますが、それによりますと、北アメリカで約二十二万人、アジアで約十一万人、ヨーロッパで約十万人、南アメリカで約八万人、合計で約五十六万人程度というふうに見ております。

なお、この数は、いわゆる帰国意思の有無を要件にしない場合の数でございます。

○渡辺(和)委員　さて、世界じゅうに住んでいらっしゃるそういう方々に対して、この制度ができたということの周知徹底の仕方ですけれども、先ほど、ポスターをつくるとかパンフレットをつくるという話があったのですが、私は、メディアの時代ですから、新聞、テレビ、これを大いに活用しなければならないと思うのです。

それで、大臣に聞きたいのですけれども、新聞に政府広報を載せるという仕方もあります。あるいはテレビだと、この四月一日からNHKがテレビの国際放送を開始しました。今はアジア・太平洋地域ですけれども、十月一日からは全世界、まあアフリカの一部はちょっと難しいようですけれども、全世界をカバーします。こうしたメディアをきちっと活用されて、直接有権者の方に、この制度ができた、そして、この制度は申請主義になっているわけでございますから、御本人が直接申請しないと権利があってもその権利を使えないわけでございますから、そういうものを丁寧にお知らせする、こういうことに政府は力を入れるべきだと思いますが、どのような御考えですか。

○上杉国務大臣　ただいまご指摘の貴重な質問をいただきました。

新しい選挙制度のもとで行う選挙でございますから、周知徹底をする、外国にいらっしゃる日本人の皆さんに御理解をいただくということは大切なことはない。この選挙の成否を決める私は大切な要素だと思っております。したがいまして、そのことにつきましては、自治省といたしましては万全を期して対応していかなければならない、委員の御指摘のとおりでございます。

さような意味で、パンフレットあるいは広報資料等を作成して、在外公館などを通じて有権者の皆様にお知らせする、御理解いただく、あるいは、選挙期日のPRに関しましては、時間も限られておるわけでございますから、迅やかにこれも在外公館等と連絡をとりまして、資料の提供ができるよう、外務省とは特にそうでございますが、関係機関とも協議を行いたいと考えております。

また、現地には、それぞれの国に日本人会等その他の友好団体もあるわけでございまして、それらの組織的なものも周知徹底を図るようにいたさなければならない。

あわせて、インターネットを活用しての情報提供、さらには、ただいま御提案がございましたNHKの衛星国際放送等の活用も含めまして、今後、さまざまな角度から効果的な手段につきまして柔軟に対応してまいりたいものだと考えておるところでございます。

○渡辺(和)委員　帰国の意思の確認の削除のことについては、これは当然削除すべきだという主張をしておきたいと思います。

それは、法のもとの平等という観点からいっても、日本に居住する国民の皆さんには出国の意思を確認していないのでございますから、外国にいらっしゃる方が帰国の意思を確認される必要はない、これは同じ法のもとの平等にすべきだ、こういう主張だけさせていただきたいと思います。

それから、今海外の皆さんから私どものところに手紙があるいはファクスが来ておるわけでございますが、憲法と民法の最大の相違点は、要するに憲法にはすべての国政選挙に投票できる、一部例外選挙は除外しているわけですけれども、それに

対して附法の方は、当分の間は比例代表だけだ、こういうところでございます。

それに対して、海外に居住する皆さんは、それは小出しの改革である、あるいは半分しか認めない政策である、これはおかしいということが強く寄せられているわけでございまして、私は、憲法上からは、当然、海外にいる方にも国内にいる方にも同じ権利を与えるべきだと思うのです。

政府案の方は、本則は確かにそうなっているのです。本則は憲法上同一の権利を配慮している、このようにうかがうことができるのですが、残念ながら附則がありまして、附則に、当分の間比例代表選挙に限る、こうしているわけです。

この附則にした理由、これは、私は、ある意味では経過措置だ、こういうふうに理解して考えてよいのかどうか。その経過措置も、できるだけ短い間の経過措置である、こういうふうに法文上理解してよろしゅうございますかということをお伺いしたいと思います。

○上杉国務大臣　ただいまの点は、先ほどもお答えいたしましたように、一つには、衆参の選挙区選挙でいきますと、選挙期間が十二日から十七日間でございますから、その候補者の人となりあるいは政見などについて周知徹底を海外において図られた短い時間にしていただくことは非常に困難性があるのではないか。したがいまして、比例については、今の委員御指摘のとおり、これはメディア等を通じまして、その政党の政策でありますとか基本的な政治姿勢というものは海外にも情報が流れておるわけでございまして、比例選挙であれば、政党名を書く選挙でございますから、この点については問題がないという判断に立ったわけでございます。

いずれにいたしましても、初めてのことでございますから、まずこの比例選挙から実績を積み上げまして、その選挙の経験の中で在外公館の事務処理というものが一体どうなのか、各国によってまたその違いもあろうかと思います。そういうものも十分見きわめ、判断をいたしまして、当然、有権者でございますから、選挙についての選挙権の行使というものをどう考えていくかというのは、まず経験を積ませていただきたいと。

したがって、それを「当分の間」といたしておるわけでございますから、これはそういう方向に向かうということになれば、経過措置という理解の仕方もありましょうが、政府としては、条文の中で「当分の間」とさせていただいておるところでございまして、これは御理解をいただければありがたいと、選挙区選挙についてやらないという将来のものではございません。

○遠藤(和)委員　私が尋ねているのは、この附則に書いて、当分の間比例代表の選挙に限るとしたのは、憲法上合理的なものを満たしているものではないと私は思っているのですね。あくまでも本則にあるのが憲法上の理想でございますし、理念をそのまま受けたものであると思います。あとは技術的な問題として、周知徹底とか、そういう初めての試みであるとかという出由によって経過措置として附則に書いた、こう理解してよろしゅうございますかという質問でございます。

○上杉国務大臣　この点につきましては、あくまでこれは暫定措置であることから、附則に規定することとさせていただいた、そのような御理解で結構かと思います。

○遠藤(和)委員　その暫定措置というのは、やはり短いのが暫定措置でございまして、五十年もかかる暫定措置はないのでございますから、大臣、これは実施したら可及的速やかに全面的に投票権を認める、こういうふうなことを意気込みとして示す必要があると思いますが、いかがでしょう。

○上杉国務大臣　なかなか日本語の表現、難しゅうございまして、可及的速やかにと言うと、次の選挙からでも、こうなるわけでございまして、ひとつこの比例選挙区の実績を積み上げ、在外公館の選挙事務の処理、あるいは選挙していただく皆さんの投票権の行使というものが実質的にどうであったか、そういうものも十分見きわめさせていただき、検討をさせていただきたい。気持ちとしては、可及的速やかにやるというのはこれはよく理解をできるところでございます。

○遠藤(和)委員　それから、選挙制度というものは、選挙をする人、選挙される人のためにある制度だと私は思います。今度の問題も、在外邦人の皆さんが国政に対する投票権を利用、活用できる、その活用できる制度をつくった以上は、その方々の利便に供したものでなければいけないわけですね。そういう根本的な精神に立って政令を定めてほしいと思います。

その中で、郵便投票の問題でございますが、在外公館からかなり遠隔地にあって、在外公館に投票に行くのに十日もかかるとか、あるいは往復して行かなければならない、そういう方々にとっては当然郵便投票ができるような政令を定めるべきである、こう思いますが、どうでしょう。

○牧之内政府委員　郵便投票ができる地域を政令で定めるに当たりましては、領事官事務所に定めていく、そして公館投票が物理的、人的に対応が困難なところ、あるいは治安上問題のあるようなところ、そういうところを定めるという考え方に立っていたところでございますが、これまでの国会の御論議等で、同じ領事官の区域でも遠隔の区域にある方々については郵便投票を認めるべきであるという強い御指摘がたびたびなされたところであり、またその後の各党間の御討議におきましても、そのような方向が出されているものと承知をいたしておりますので、私どもはその点を踏まえまして政令の制定を図ってまいりたいというふうに考えております。

○遠藤(和)委員　最後に、衆法の提出者にお伺いしますけれども、こうして、衆法、附法並んで今最後の質問をいたしまして、採決するということになるわけでございますが、やはり衆法が出たということが大きなきっかけになりまして附法を出されて、こうして両案を同時に審議をすることができたわけでございまして、そういう意味では、私は衆法にはある意味の理想を書かれていると思います。それは在外に住む日本国民の皆さんが期待をしている声の象徴でもある。あるいは憲政史上、こうしたことをこの国会で成立する、こうした意気込みで当たられてきたわけでございまして、この採決が行われるということに対して大変な感慨を持っていらっしゃると思うのですけれども、最後に御感想をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○石井(一)議員　私たちの提案が理想的だと言われましたが、私たちの提案は非常に現実的だというふうに思っております。これだけの国際化、情報化の進んでおるこのときに、当然これをやるべきであり、また先ほどから自治大臣もいろいろ熱意を述べておられますけれども、それでは各国はどう処理しておるのか、各国は皆これを処理しておるわけでありまして、我が国にこれだけの能力があるのにできないというはずはございません。

しかしながら、先ほど住委員と政府委員との話し合いの中にも、いろいろと慎重を期しながら前進をしていかなければいけない、こういうふうな両者共もございました。当然、半分の権利だけで済むものではございません。これは、当分の間というのも、できれば一回目に選挙を施行し、これが現実的にできるという判断がつけば、その後直ちにこれを施行するべきであるというふうにも考えますが、一歩前進だ、ここまでよく来たな、これはやはり国会の総意だ、そういうような判断でこれを評価させていただいておるというのが率直な気持ちであります。

○遠藤(和)委員　ありがとうございました。終わります。

○鴨下委員長代理　次に、東中光雄君。

○東中委員　在外選挙法案について、私たちは、選挙権というのは憲法が保障する国民の基本的な権利である、それから国民主権と議会制民主主義の根本をなす最も重要な権利である、国民の選挙権は平等に保障されなければならない、こういうふうに考えております。憲法の前文にいましても、第十五条、十四条、四十四条にいたしましても、国

かれている立場だと思うのです。

したがって、海外に在住する日本国民の選挙権行使を保障することは憲法上の要請であり、海外勤務、留学などで外国に長期滞在している者はもちろん、当該国で永住権を取得している者を含めて、日本国籍を有する者、日本国民に、その居住地が国内か国外か、どこの国に住んでいるか、こういうことにかかわらず、基本的に選挙権を行使する機会を保障すべきものだというふうに考えております。

そういう点からいって、今回の在外選挙法案は、これまで公選法の規定によって憲法上の権利である選挙権の行使を奪われていた海外在住の日本国民に、国政選挙で選挙権を行使する道を初めて開くのだという点で、憲法上当然のことを、しかしやっと実現するに至ったのだ、そういう意味で、これは日本の歴史始まって以来のものですから、非常に意義深いものだ、こう思っています。

しかし、つくるべきものをつくるべきだと私たちは考えるのですが、前回の質疑で私、申し上げました、この法案では、問題点が二つあります。政府案が、対象選挙を当分の間比例選挙に限っているという問題、もう一つは、議員立法を含めて両案とも、選挙人名簿に登録する際に、帰国の意思の確認を要件としていること、この二つだと私たちは思います。

それで、帰国の意思確認について、これは各党協議で、帰国の意思確認の要件を削除するという方向で話し合いが進んでおりますが、非常に結構なことだと思っています。ただ、その問題について私がこの前質問をいたしましたら、自治大臣はこういう答弁をされました。私は、速記録を見て、これはひどい答弁だなと後で思いました。そのときも、これは官僚の作文ではないかと言いましたけれども、こう言っているのですね。「在外選挙においては、将来国内に住所を定める意思を有しない者は、その意思を有する者に比べまして日本の国政との関係が未だ遠い。」どうしてこんなものが比較できるのかと思うのですが。それから、「したがって、一般的には日本の国政への関心も薄く、その意思が稀薄な限りにおいては、我が国の国内における選挙の影響をほとんど受けないと考えられること」から、在外選挙の対象の範囲を、将来国内に住む意思のある者に限ることとした、そういう答弁になっているのです。

考えてみたら、本当に将来帰国の意思があるかないかというのは、そんなものは調査も何もしたはずがないのですから、できるものではないでしょう。それを、関心が薄いとか濃いとかそういうことを独断して、それで、薄かったらどうなんだ、あるいは濃かったらどうなんだ。そのことによって、今度は選挙権の行使を与えるとか与えないとかいう結論に持っていく、これもおかしいのです。二重におかしなことになっていると私は思うわけであります。だから、固有の権利である憲法が明記している国民の選挙権を、国政への関心や政策の影響を受ける程度で制限し得るかのような見解は、この際ちゃんと改めるべきだと思うのです。自治大臣の三杉さんの答弁で出ていますので。

○上杉国務大臣　前回、御指摘のとおり、私は確かにそうお答えをいたしました。そのことについては基本的には変わるものではございませんが、しかし、政府の意向だけでこの法案がすべて通るとは思っていないわけでございます。したがって、皆さんの各党間でのもろもろの御論議をいただいたところでございまして、その論議を踏まえた形の中で対応してまいりたい、このように考えておるわけでございまして、この論議の方向づけについては、先ほどもお答えいたしましたように、謙々と従ってまいりたい、こう考えておるところでございます。

○東中委員　甚だ遺憾であります。従わなければいかぬのは当たり前のことなので、考え方が、自治省も、選挙部もどうかしていますよ、こんなばかな答弁をしてと私は思っております。そういう点で、まだそれを維持すると言われるのには、非常に遺憾の意を表しておきたいと思います。

時間がありませんので、もう一点ですが、当分の間比例選挙に限るという問題であります。

その理由を、大臣はこう言われましたね。「国外に居住する選挙人へ候補者個人に関する情報を伝達することは極めて困難であること等を勘案して、一当分の間は比例代表選出議員選挙に限って行うこと」としたと、こうおっしゃっているのです。だから、候補者個人に関する情報は難しいのだ、政党にそうでもないのだと。

ところが、比例代表選挙といったって、登録名簿は個人なのです。名簿登載者の個人が候補者なのですから、これの情報は要るわけですよ。抜きというわけにいかぬわけですから。選挙区選挙、小選挙区にしても、これは個人だけれども、選挙運動も政党中心にやるのだ、テレビ政見は政党でやるのだというふうになっていますね。だから、個人情報なら困難で、政党なら困難ではないから政党の方の比例だけ認めるのだ、これはもう論理的におかしいのでというようなことをこの前も私は指摘しました。

そういう問題があるので当分の間というのはそもそも理屈が成り立たぬのだけれども、当分の間というのは、一体どうしたらそれを待わらせるのかということをこの間聞きましたときには、現段階では具体的な目途は言えないが、国外への情報伝達の実態やその進展状況、在外公館等の体制を見た上で、経験したことを十分参考として、次の段階で検討する、こう言われているのです。

だから、これは、当分の間が来たら、次に、この在外選挙法で一回やったら、それで経験するわけですから、そのときにすぐ検討するというふうにすべきだと思うのですが、その点、自治大臣の姿勢と、それから提案者の方も、「当分の間、」というものが残っておるとして、その当分の間というのは、一回やってみたらもうその次から検討するということにすべきだと私は思うのですけれども、両方の御答弁をお願いします。

○上杉国務大臣　当分の間暫定措置として、こうしておるわけでございまして、本人の情報ということを申されましたが、候補者の氏名あるいは政見、所属政党等が、選挙ということになれば周知されることが必要であるということはもう申し上げるまでもありません、たびたび繰り返し申し上げておりますが。ところが、選挙運動期間が十二日か十七日間でございます。国内と違いまして、海外の場合に、果たしてこれが国内在住の皆さんと平等な条件のもとで判断をしていただくだけの周知徹底ができるのであろうかということについては、委員も御否定にはならないと私は思うのです。したがいまして、そういう意味で、氏名であるとか政見であるとか、あるいはその人の政治家としての資質であるとか政策であるというようなものについては周知徹底することが、それは国内の有権者の皆さんと同じようにという前提があるわけでございまして、困難な状況にあるのではないか。

したがって、政党名を書く比例選挙であります、政党の主張、政策等につきましては、現状におきましても、常日ごろからこれはテレビ、ラジオ等を通じて海外にも十分伝わっておるところでございますから、国内在住の皆さんとはそう差のない形で政党については御理解をいただいておるもの、こういう判断に立ちますと同時に、もう一つの理由は、初めてのことでございますから、まず経験をさせていただきたい。そして、在外公館の選挙事務の能力がいかようにあるのか、あるいは投票いただく有権者の権利の行使というものについて、今のやりようで混乱や問題はないのかということ等も、これは経験をしてみなければわからぬことでございますから、そういうものを踏まえて、十分検討させていただき、選挙区についても選挙ができるというのは当然の道筋でございますから、当分の間は暫定的な措置としてこれはぜひやらせていただきたい、こういうことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○堀込議員　前段の問題意識は、私は今大臣答弁を聞いておりましたが、東中委員と全く同じでございまして、名簿届け出政党、候補者届け出政党

の小選挙区のことも、片方でできれば片方も周知できる、こういうふうに思っておりますし、現にこの間も、昨年もこの委員会で海外の皆さんと接触をしてまいりましたが、海外で選挙権を行使しようとする人たちは自分の選挙区についても、私どもが国内で想像する以上に大変注目をし、興味を持っていらっしゃるということでありますから、この「当分の間」はできるだけ速やかに実行すべきだ。

私どもの理解としては、この法律案が、もしこの後参議院を通過させていただければ、施行まで二年の猶予といいますか、習熟期間がございますから、二〇〇一年の参議院選挙はやむを得ないな、しかし、次の二〇〇四年の参議院選挙までには、この参議院選挙はきちんとやはり両方の選挙ができるという期待を持って、私どもはこれからもそういう運動を進めたいというふうに思いますし、そういう期待を込めて今提案者の立場でもこういうふうに答弁をさせていただいておるということを申し上げたいと思います。

○東中委員　時間ですから終わりますが、今言われた比例代表選挙といったって、選挙公報は在外邦人の場合は配らないのだ、配布しないのだと言っているのでしょう。だから、国内と同じようなことはできやせぬのですよ、比例代表で、選挙公報を送らぬで、そして選挙するのだから。個人のものだ、個人情報に入らないなんて、こんなものはだめですよ。通らないということだけ指摘して、終わります。

○芝博委員長　次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員　最後の質問ですが、これまで各党の皆さんがおっしゃいましたように、この法案は、本当に歴史的な意味の大きい法律がようやっとできるということで、本当にさまざまな面で努力をしてこられた方々に改めてお礼を申し上げたいと思います。

私事にわたって申しわけないのですが、私はアメリカに二十年近く住んでおりました。ですから、外国で本当に日本の選挙に参加したいという気持ちは私自身、実感に強く持っておりましたので、この新しい選挙のやり方を導入する画期的な委員会に委員の一人として参加できたことは個人的にもとても感慨深いものがございます。これは歴史的な意味のある法律の改正ですから、この委員会の審議の内容、それからこれまでの経緯といったものが後世の関心を引くであろうということは、私は当然だろうと思います。

その観点から伺いたいわけですが、政府提案の内容、特に帰国の意思というところが一点問題になりました。それから、今問題になっております比例選挙に制限をするということももう一方重要な点ですし、それから郵便投票のあり方についてもいろいろな問題提起がございました。非常に建設的かつ謙虚で真摯な議論が続いたために、各党間の合意として現実的な妥協をしながら一歩前に近めるという、ある意味で政治のあり力としては非常に望ましい形で決着がつきそうな期待を持っておりますけれども、国会のレベルでの議論はそれで十分後世の評価を得ることができると思いますが、これまでの政府側からのいろいろな答弁、例えば今の東中議員の方からも御指摘がありましたような問題等々、私たちがこの委員会で指摘をしてきました答えについて、自治大臣としてはっきり申し上げますと、なかなか苦しい答弁が重なっているということがあると思います。

それはそれで、法案の趣旨は、提出の時点ではそれなりの理由があったり、政治的な背景があったりしたわけですけれども、一たんこの法律が我々が今志向しているような方向で成立した場合に、やはりどこかで、ということは、やはり委員会なり国会の場ということが望ましいわけですが、自治大臣として、あるいは自治省として、後世の批判に耐え得る、胸を張ってあのときの答弁は実はこういう趣旨の方がよかったのだというようなことをきちんと私は述べるべきではないかと思います。

そうでないと、後世の人たちが本委員会での議論の様子を議事録その他によって再現をした場合に、国会議員はすばらしい意見を言っているけれども、自治省は本当にしようがないじゃないか、こんなお役所だったのかというような、自治省にとって非常に不名誉な評価を受けるのではないか、そのあたりを危惧いたしております。

すぐにとは申しませんけれども、やはりそういった後世からの目を意識した、何かきちんとした態度表明をどこかでお願いをしたいと思うのですけれども、大臣、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上杉国務大臣　海外在住の皆さんに対する、この帰国の意思のあるなしやにつきましては、私どもはかたくなに法案を提出した時点のとおり通すというつもりはないので、各党間におけるもろもろの御議論というものを十分承りながら、そのもろもろの議論の方向づけされたものに対しましては謙虚に従うという姿勢を持っておるわけでございまして、その点につきましては御理解をいただきたいと思います。

○秋葉委員　その点は十分理解をしているつもりですし、法律ができた以上はこれは従うのが当然のことなのですが、やはり矩棒ということも大事ですし、国会における議論の質ということがやはり大事だと思いますので、ぜひその点についても、後世からの目ということを意識した上で、自治省というのがいかに知的にレベルの高い議論をしてきたのかということが示せるような姿勢を表明をどこかでぜひお願いしたいと思います。

それから、郵便投票ですけれども、先ほどからこの点についても皆さん質問をされていたわけですけれども、やはり遠隔地に住んでいる人が郵便投票で参加できるということは非常に大事だと思いますが、この分については、法案を修正するという形ではなく、附帯決議において国会の意思を表明するという方向で現在調整中ですけれども、この附帯決議があれば、遠隔地からの投票、それも公選単位ではなくて、距離あるいは便利さといったことに焦点を合わせた現実的な措置がとれるというふうに理解しておりますけれども、手続としては自治省のお考え、それに沿ったものであるのかどうか、知りたいと思います。

○牧之内政府委員　郵便投票区域は具体的には政令で定めるという法案の内容になっております。その政令の定め方につきまして、国会の御意思として附帯決議で明確にお考えをお示しいただければ、それに従って私どもは対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○秋葉委員　ありがとうございました。その点は、外国における投票の便利さ、不便さといったことを現実的に考えた上で、そういう態度表明をしていただいたことを大変ありがたいと思いますが、帰国の意思のところに実質的に見られたのは、やはり現実の認識が、もともとの自治省の考え方が現実に合っていない面が随分あったのではないかという気がいたします。

今後選挙制度を変えていく必要のある問題というのが随分出てくると思います。例えば、私たち与党で現在検討しようということになっている問題の一つが浮上投票でございます。これもやはり現実をきちんと踏まえた上で、仮想の現実、バーチャルリアリティーというのですか、そういうものをつくるのではなくて、本当に現実を見た上でぜひ対処をお願いしたいということが一点でございます。

その他、例えば十八歳に投票年齢を下げるといったような問題もありますし、電子式投票をした方がいいのではないか、こういった意見も大変多いのですけれども、そういった現実を踏まえた議論、さらには外国におけるさまざまな経験、それを生かすような方向性というものをぜひ今後とも自治大臣を中心に自治省としてつくっていっていただきたいと思うのですけれども、その辺について、最後に自治大臣のお考えを伺わせていただきたいと思います。

○上杉国務大臣　浮上投票を含めた選挙制度の改善ということは、これは今までもやってきましたが、これからも不断の努力をしていかなければならないことは、委員御指摘のとおりでございい

ます。

自治省としては、すべての有権者が投票できるように努力をすることについては何の異存もないところでございまして、今後も選挙制度がそういう方向のもとで改善されるべく努力をしてまいりたいと考えております。

なお、十八歳に引き下げるという問題につきましては、先ほどもお答えをいたしましたように、有権者としての年齢を引き下げるには問題が、この問題法案もあることですし、なかなか難しい。例えば民法上の成人年齢や刑事法の取り扱いなどの法律体系全般、関係法案との問題があるわけでございまして、このことは慎重の上にも慎重に、十分考慮して検討すべきことではないかと考えておるわけでございます。ちなみに我が国では、民法では二十歳、少年法においても二十歳を成人としておるわけでございまして、これらとのバランスは特に大切な問題だ、こう考えておるわけでございます。

国際的な動き等もあるわけでございますから、選挙制度がよりよいものになるように、また、すべての有権者という国民が民主主義の根幹をなす選挙に参画ができるように、そういう努力を怠らないことをしっかりお誓いを申し上げておきたいと思います。

○秋葉委員　時間が参りましたので、これで終わりますが、すべての有権者が政治の、民主主義の根幹である選挙制度に参加できるようにというところで、今さまざまな政治の混乱の原因になっていると私ども社民党では考えておりますが、小選挙区比例代表並立制というこの現在の選挙制度の見直しも含めて、この委員会で積極的に議論をしていただきたい。そのことを最後にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○萩野委員長　これにて質疑に対する答弁は終わりいたしました。

○萩野委員長　この際、第百四十回国会、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、細田博之君外二名から修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。林幹雄君。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

（本号末尾に掲載）

○林（幹）委員　内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案において、在外選挙人名簿の被登録資格につきましては、年齢満二十年以上の日本国民で、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き三カ月以上住所を有する者であって、将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者とされております。

本修正案は、本委員会での論議等を踏まえ、この被登録資格に修正を加えるとともに、先国会における公職選挙法改正に伴う所要の修正を行おうとするものであります。

修正案の内容は、次のとおりであります。

第一に、在外選挙人名簿の被登録資格について、将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限るとの規定を削ること。

第二に、在外選挙人名簿の様式は、カード式に限らないものとすること。

第三に、在外選挙人名簿に登録されている者が帰国したときに行う投票の時間を、不在者投票の時間に合わせ、原則として午前八時三十分から午後八時までとするものとすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○萩野委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、第百四十回国会、石井一君外三名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聞いたします。上杉自治大臣。

○上杉国務大臣　政府といたしましては、公職選挙法の一部を改正する法律案につきましては、遺憾ながら、賛成しがたいと考えます。

○萩野委員長　これより第百四十回国会、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及びこれに対する細田博之君外二名提出の修正案並びに第百四十回国会、石井一君外三名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、第百四十回国会、石井一君外三名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○萩野委員長　起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、第百四十回国会、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及びこれに対する細田博之君外二名提出の修正案について採決いたします。

まず、細田博之君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○萩野委員長　起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○萩野委員長　起立多数。よって、本案は、修正議決すべきものと決しました。

○萩野委員長　この際、ただいま議決いたしました第百四十回国会、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、細田博之君外五名から、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。西野陽君。

○西野委員　ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

本法の施行に当たり、政府は、次の事項について善処すべきである。

一　衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙については、本法による在外選挙の実施状況を踏まえ、可及的速やかに在外選挙の対象とする措置を講ずるものとすること。

二　本法の定めるところにより政令を制定するに当たっては、在外公館の所在地から遠隔である地域に居住する選挙人も郵便投票により選挙権の行使をすることができるよう、所要の措置を講ずること。

三　在外選挙人名簿への登録の手続、在外投票の方法等在外選挙制度の仕組みについて、在外選挙人その他の関係者に周知させるよう、適切な措置を講ずること。また、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙等に際しては、当該選挙が行われる旨の周知を図るとともに、候補者届出政党等及び候補者に関する情報の提供に努めるものとすること。

四　在外選挙制度については、本法による選挙の実施状況を勘案しながら、選挙の公正の確保に十分留意しつつ、在外選挙人にとって利用しやすい制度となるよう、不断の見直しを行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長　以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

細田博之君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長　起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。上杉自治大臣。

○上杉国務大臣　ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましても、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

ありがとうございました。

○委員長　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました司法書士の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長　御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

［報告書は巻末に掲載］

○委員長　次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案（第百四十四回衆、内閣提出）

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条　（選挙人名簿の再調製）」を

「第三十条　（選挙人名簿の再調製）
第四章の二　在外選挙人名簿（第三十条の二―第三十条の十五）
第三十条の二　（在外選挙人名簿）
第三十条の三　（在外選挙人名簿の様式等）
第三十条の四　（在外選挙人名簿の被登録資格）
第三十条の五　（在外選挙人名簿の登録の申請）
第三十条の六　（在外選挙人名簿の登録）
第三十条の七　（在外選挙人名簿に係る調査）
第三十条の八　（在外選挙人名簿の登録に関する通知）
第三十条の九　（在外選挙人名簿の表示及び訂正）
第三十条の十　（在外選挙人名簿の登録の抹消）
第三十条の十一　（在外選挙人名簿の修正等に関する文書の閲覧等）
第三十条の十二　（在外選挙人名簿に関する政令への委任）
第三十条の十三　（在外選挙人名簿の再調製）
第三十条の十四　（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）
第三十条の十五　（在外選挙人名簿の登録と投票）」に改める。

第十一条第三項中「住所を有するもの」の下に「又は他の市町村において第三十条の六に在外選挙人名簿の登録に関する規定による在外選挙人名簿の登録がされているもの」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　在外選挙人名簿

（在外選挙人名簿）

第三十条の二　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

2　在外選挙人名簿は、永久に保存すべきものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とする。

3　市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五の在外選挙人名簿の登録の申請が第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行う

ものとする。

4　選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本を用いることができる。

（在外選挙人名簿の様式等）

第二十条の三　在外選挙人名簿は、カード式名簿とする。

2　在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所（選挙人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。）又は申請の時（選挙人が第二十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する外務省令・自治省令で定める者に提出した時をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）における本籍、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

3　市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿を編綴する一以上の投票区を指定しなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、在外選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

（在外選挙人名簿の抹消資格）

第二十条の四　在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民（第十一条（選挙権及び被選挙権）第一項若しくは第二百五十二条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）又は政治資金規正法第二十八条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）の管轄区域（在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として外務省令・自治省令で定める区域をいう。）内に引き続き三箇月以上住所を有するもの（於来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限る。）について行う。

（在外選挙人名簿の登録の申請）

第二十条の五　前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時における当該その者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

2　前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿の登録の申請に関し当該申請をする者の住所を管轄する領事官（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として外務省令・自治省令で定める地域にあつては、外務省令・自治省令で定める者。以下この条において「同じ。」）を経由してしなければならない。

3　前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の資格に関する意見を付して、直ちに、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に送付しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録）

第二十条の六　市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3　市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選挙人証」という。）を交付しなければならない。

（在外選挙人名簿に係る縦覧）

第二十条の七　市町村の選挙管理委員会には、毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官（当該在外選挙人名簿に登録した者に係る第二十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。）の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）

第二十条の八　第二十四条（異議の申出）第一項及び第二項の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2　行政不服審査法第十五条（審査請求書の記載事項）第一項第一号から第四号まで、第六項及び第四項、第二十一条（補正）、第二十五条（審理の方式）、第二十六条（証拠書類等の提出）、第三十一条（職員による審理手続）、第三十六条（手続の併合又は分離）、第三十九条（審査請求の取下げ）並びに第四十四条（証拠書類等の返還）の規定は、前項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3　第二百十四条（争訟の提起と処分の執行）の規定は、第一項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

（在外選挙人名簿の登録に関する訴訟）

第三十条の九　第二十五条（訴訟）第一項から第三項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十条の八（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第一項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日（政令で定める場合には、船舶に乗じた日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2　第二百十三条（争訟の処理）、第二百十四条（争訟の提起と処分の執行）及び第二百十九条（選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用）第一項の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条（当選の効力に関する訴訟）若しくは第二百八条（当選の効力に関する訴訟）の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟）の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の縦覧に係る在外選挙人名簿への登録又は在外選挙人名簿からの抹消に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

第三十条の十　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条（選挙権及び被選挙権を有しない者）第一項若しくは第二百五十二条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）若しくは政治資金規正法第二十八条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第三十条の十一　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる場合に該当するときは、その旨を当市町村にしなければならない。

一　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二　前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至つたとき。

三　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

四　将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなつたことを知つたとき。

（在外選挙人名簿の修正等に関する通知等）

第三十条の十二　市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの（以下この項において「他市町村在外選挙人名簿登録者」という。）について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2　第二十九条（通報及び閲覧等）の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

（在外選挙人名簿に関する文書の閲覧等）

第三十条の十三　選挙管理委員会は、当該補助職員を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名及び当該登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する事項を記載した政令で定める文書を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

（在外選挙人名簿の再調製）

第三十条の十四　第三十条（選挙人名簿の再調製）の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

（在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任）

第三十条の十五　第三十条の四（在外選挙人名簿の抹登録資格）から前条までに規定するものにほか、第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が海外国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し及び同条第一項五文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「至る」に改め、同条第二項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、「次条」を「第五十条」に、「第五十条」を「第五十一条」に改め、同条第二項中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（在外投票）

第四十九条の二　在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているものを除く。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものは、政令で定めるところにより、第四十四条（投票所における投票）、第四十六条（投票の記載事項及び投函）第一項から第三項まで、第四十八条（代理投票）及び前条の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日（投票の効力に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日）までの間（あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。）に、自ら在外公館の長（自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。）の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して投票をしなければならない。この場合においては、第四十五条（投票用紙の交付）及び様式（第一項及び次条の規定は、適用しない。

2　前項の選挙人で在外公館の長の管理する投票を記載する場所において投票をすることが著しく困難であるものとして政令で定めるものの投票については、政令で定めるところにより、同項前段の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

3　第一項の選挙人の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項前段の規定にかかわらず、政令で定める期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。

第五十五条中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を「、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十六条中「及び選挙人名簿又はその抄本」を「、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第百九十四条第一項及び第百九十五条中「選挙運動」の下に「（第十五条の二（在外投票）の規定による投票に関してする選挙運動を除く。）」を加える。

第二百三十六条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第二百四十七条中「除えて選挙運動」の下に「（第十五条の二（在外投票）の規定による投票に関してする選挙運動を除く。）」を加える。

第十六章中第二百五十五条の次に次の二条を加える。

（在外投票の場合の罰則の適用）

第二百五十五条の二　第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務、第四十九条の二（在外投票）第一項に規定する在外投票に係る事務その他のこの法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長に属させられた事務に従事する在外公館の長及び職員並びに第三十条の五第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の経由に係る事務に従事する者は、第百二十六条（特定公務員の選挙運動の禁止）第一号、第二百二十一条

（買収及び利害誘導罪）第二百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）第二項、第二百二十六条（職権濫用による選挙の自由妨害罪）、第二百二十七条（投票の秘密侵害罪）及び第二百三十七条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）第四項に規定する選挙管理委員会の職員とみなして、この章の規定を適用する。

2　第四十九条の二第一項の規定による投票については、その投票を管理すべき在外公館の長は投票管理者（第二百二十九条（選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）に規定する投票管理者に限る。）と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条（代理投票）第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

3　第四十九条の二第二項の規定による投票については、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第二百二十八条（投票干渉罪）第一項及び第二百三十四条（選挙犯罪の煽動罪）中同項に係る部分の規定を適用する。

4　第四十九条の二第三項の規定による投票については、その投票を管理すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者（第二百二十九条に規定する投票管理者に限る。）と、その投票に立ち会うべき者は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

（国外犯）

第二百五十五条の三　第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二条（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第二百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百二十三条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）、第二百二十四条の二（虚偽事項の公表罪）、第二百二十四条の三（候補者の届出に関する罪）第一項及び第二項、第二百二十五条（選挙の自由妨害罪）、第二百二十六条（職権濫用による選挙の自由妨害罪）、第二百二十七条（投票の秘密侵害罪）、第二百二十八条（投票干渉罪）第一項、第二百二十九条（選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）、第二百三十条（多衆の選挙妨害罪）、第二百三十一条（凶器携帯罪）第一項、第二百三十二条（投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪）、第二百三十四条（選挙犯罪の煽動罪）、第二百三十五条（虚偽事項の公表罪）、第二百三十五条の五（氏名等の虚偽表示罪）、第二百三十五条の六（あいさつを目的とする行為に係る制限違反）第二項、第二百三十七条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）、第二百三十七条の二（代理投票における記載義務違反）、第二百三十八条（立会人の義務を怠る罪）、第二百三十九条（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）第一項（第百三十七条の三（選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。）、第二百三十九条の二（公務員等の選挙運動等の制限違反）第二項、第二百四十一条（選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反）（第百三十六条（特定公務員の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。）、第二百四十六条（選挙人名簿及び在外選挙人名簿の不実記載）第二項（重大な過失により、第二百四十六条（第三号及び第五号に限る。）の罪を犯した者に係る部分に限る。）の罪は、刑法第三条の例に従う。

第二百六十三条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　在外選挙人名簿及び在外選挙人証の交付に要する費用

四の三　第四十九条の二（在外投票）第二項又は第三項の規定により行われる投票に関する費用

第二百六十九条の次に次の一条を加える。

（選挙に関する訴訟の国外における取扱い）

第二百六十九条の二　この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する訴訟の国外における取扱いについては、政令で定める。

第二百七十条中「述べ」を「述べ」に、「第二十九条第三項（選挙人名簿の修正に関する調査の請求）の規定による選挙人名簿」を「第二十九条（通知及び閲覧等）第三項の規定又は第三十条の十二（在外選挙人名簿の修正等に関する通知等）第二項において準用する第二十九条第三項の規定による選挙人名簿又は在外選挙人名簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、第四十九条の二（在外投票）第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく政令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時期内に行わなければならない。

第二百七十一条の四の次に次の一条を加える。

（在外投票を行わせることができない場合の取扱い）

第二百七十一条の五　第四十九条の二（在外投票）第一項の規定による投票を同項に定める期間内に行わせることができないときは、要に投票を行わせることは、しないものとする。

附則第三項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

附則に次の三項を加える。

6　政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十条の五第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）」とあるのは「申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」と、第三十条の七第一項中「領事官をいう。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいう」と、「、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）」とあるのは「及び生年月日」とする。

7　当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第十一条第三項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。）第十一条第一項の

規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とあるのは「申請の時における北方地域に本籍を有する者で」と、前項の規定により読み替えて適用される第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

8　当分の間、この法律の適用については、第三十条の三第三項中「一以上の投票区」とあるのは「投票区」と、第三十条の六第二項、第三十条の七第一項、第四十九条の二第一項及び附則第六項の規定により読み替えて適用される第三十条の七第一項中「衆議院議員又は参議院議員の選挙」とあるのは「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙」と、第四十二条第一項中「登録されていない者」とあるのは「登録されていない者（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙については、選挙人名簿に登録されていない者）」と、第百九十四条第一項、第百九十五条及び第二百四十七条中「選挙運動（専ら第四十九条の二第一項に規定する在外投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。）」とあるのは「選挙運動」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（第四十二条の三を「第四十二条　（選挙人名簿の登録と投票）」を「第四十二条　（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）」に、「第四十九条　（不在者投票）」を「第四十九条　（不在者投票）」に、「第四十九条の二　（在外投票）」を「第四十九条の二　（在外投票）」に、「第百六十九条　（指定都市に対する本法の適用関係）」を「第百六十九条　（指定都市に対する本法の適用関係）」に、「第二百六十九条の二　（選挙に関する期日の適用関係）」を「第二百七十一条の四　（同法附則第四項の関係）」に、「第二百七十一条の四　（特立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の四　（特立候補の場合の特例）」に、「第二百七十一条の五　（在外投票を行わせることができない場合の取扱い）」を「第二百七十一条の五　（在外投票を行わせることができない場合の取扱い）」に改める部分に限る。）、第四章の次に一章を加える改正規定（第三十条の六第二項に係る部分に限る。）、第四十二条及び第四十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第五十五条、第五十六条、第百九十四条第一項、第百九十五条及び第二百四十七条の改正規定、第十六章中第二百五十五条の次に二条を加える改正規定（第二百五十五条の二第二項から第四項までに係る部分及び第二百五十五条の三（第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十二条、第二百三十七条、第二百三十八条第一項、第二百三十九条、第二百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分に限る。）並びに附則第七条中公職選挙法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条の改正規定（並びに第二百五十二条の三、第二百五十二条の三、第二百五十五条の二、第二百五十五条の三）を「、第二百五十二条の三、第二百五十五条の二、第二百五十五条の三」に改める部分及び「第二百七十一条の五」を「第二百七十一条第一項本文」に改める部分を除く。）、附則第八条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十三条第八項及び第九項並びに第二十条の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定（同法附則第四項（同法第十七条第一項に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第九条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（「第四十六条の二」の下に「、第四十九条の二」を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第十一条第三項、第四章の二、第十六章（第二百四十七条及び第二百五十五条の二第二項から第四項までの規定並びに第二百五十五条の三の規定中第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十二条、第二百三十七条、第二百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分を除く。）、第二百六十三条第四号の二、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項及び同条第二項（第四十九条の二第一項の規定による投票に係る部分を除く。）並びに新法附則第三項及び第六項から第八項までの規定を除く。）及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る出直選挙及び補欠選挙を除く。）について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

2　新法第十六条（第二百三十六条、第二百四十七条、第二百五十五条の二第二項から第四項まで及び第二百五十五条の三（第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十二条、第二百三十七条、第二百三十七条の二及び第二百三十八条に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（在外選挙人名簿に係る経過に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日までの間における新法第三十条の七第一項及び新法附則第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用については、これらの規定中「毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際」とあるのは、「毎年四回」とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四第四号の十一「選挙人名簿」の下に「及び在外選挙人名簿」を加える。

（政治資金規正法の一部改正）

第六条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第三十九条　当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する第二十八条第四項において読み替えて準用される公職選挙法第十一条第三項の規定の適用については、同項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」とする。

（漁業法の一部改正）

第七条　漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「並びに第四十六条の二」を「、第四十六条の二並びに第四十九条の二」に、「並びに第二百五十二条の三」を「、第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条本文」に改め、同項の表第四十九条第一項の項及び第四十九条第二項の項中「次条」を「第五十条」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第八条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十九　在外選挙特別経費

第十三条第八項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を、「経費として」の下に「、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は当該選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」とする。

4　衆議院小選挙区選出議員の選挙区（衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる場合を除く。）又は参議院選挙区選出議員の選挙区（参議院比例代表選出議員の選挙と同時に行われる場合を除く。）については、当分の間、第十三条第八項中「選挙人名簿又は在外選挙人名簿」とあるのは「選挙人名簿」と、「、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は当該選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人」とあるのは「選挙人」と、同条第九項中「公職選挙法第四十九条」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条」と、「不在者投票若しくは同法第四十九条の二第二項若しくは第三項の規定による在外投票」とあるのは「不在者投票」と、「同法第四十九条第二項」とあるのは「同条第二項」と、第十七条第一項中「及び第十三条の三から第十五条まで」とあるのは「、第十四条及び第十五条」と、第二十条第一項中「この法律（第十三条第八項を除く。）」とあるのは「この法律」とし、第三条第十九号、第十三条の三及び第二十条第二項の規定は、適用しない。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第九条　農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四十六条の二」の下に「、第四十九条の二」を加え、「並びに第二百五十二条の三」を「、第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（戸籍の附票の記載事項の特例等）

第十七条の二　戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

理　由

国際社会において我が国の果たすべき役割の増大に伴い、国外に多数の国民が居住している現状にかんがみ、これらの者について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設するとともに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定ロ「第三十条の三　（在外選挙人名簿の様式等）」を「第三十条の三　（在外選挙人名簿の記載事項等）」に、「「第二百七十一条の四　（特立候補の場合の特例）」を「「第二百七十条の二　（不在者投票の時間）」を「第二百七十条の二　（不在者投票等の時間）」に、「第二百七十一条の四　（特立候補の場合の特例）」に改める。

第四条の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の三の見出しを「（在外選挙人名簿の記載事項等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項

を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四章の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の四中「（寄来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限る。）」を削る。

第四章の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の十一中「から第四号まで」を「又は第三号」に改め、同条第四号を削る。

第四章の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の十五中「第三十条の五」（在外選挙人名簿の登録の申請）第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が寄来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の」を削る。

第二百七十条に一項を加える改正規定の次に次のように加える。

第二百七十条の二の見出しを「（不在者投票等の時間）」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「する行為」の下に「及び第四十九条の二（在外投票）第三項の規定による投票に関し市町村の選挙管理委員会の委員長に対してする行為」を加え、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、「する行為」の下に「及び第四十九条の二第三項の規定による投票に関し市町村の選挙管理委員会の委員長に対してする行為」を加える。

附則に三項を加える改正規定のうち附則第八項中「第三十条の三第三項」を「第三十条の三第二項」に改める。

附則第一条中「「第二百七十一条の四（再立候補の場合の特例）」を「「第二百七十条の二（不在者投票等の時間）」を「第二百七十条の二（不在者投票等の時間）」に、「第二百七十一条の四（再立候補の場合の特例）」に改め、「投票に係る部分に限る。）」の下に「、第二百七十条の二の改正規定」を加え、「第三十条の三第三項」を「第三十条の三第二項」に改め、「加える部分」の下に「及び「（不在者投票の時間）」を「（不在者投票等の時間）」に改める部分」を加える。

附則第二条第一項中「告示される選挙に」を「告示された選挙に」に改める。

附則第七条及び第九条中「第二百七十条第一項本文」に」の下に「「（不在者投票の時間）」を「（不在者投票等の時間）」に」を加える。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第四十四回国会、衆第一号、参第二号）

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条　（選挙人名簿の再調製）」を

「第三十条　（選挙人名簿の再調製）
第四章の二　在外選挙人名簿　（第三十条の二―第三十条の十四）
第三十条の二　（在外選挙人名簿）
第三十条の三　（在外選挙人名簿の様式等）
第三十条の四　（在外選挙人名簿の被登録資格）
第三十条の五　（在外選挙人名簿の登録の申請）
第三十条の六　（在外選挙人名簿の登録）
第三十条の七　（在外選挙人名簿に係る審査）
第三十条の八　（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟）
第三十条の九　（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）
第三十条の十　（在外選挙人名簿の登録の抹消）
第三十条の十一　（在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等）
第三十条の十二　（在外選挙人名簿に関する本籍地の市町村長からの通知）
第三十条の十三　（在外選挙人名簿の再調製）
第三十条の十四　（在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任）　」

第三十条の十二　（在外選挙人名簿に関する異議の申出及び訴訟）

第三十条の十三　（在外選挙人名簿の再調製）

第三十条の十四　（在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任）

に、「第四十二条　（選挙人名簿の登録と投票）」を「第四十二条　（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）」に、「第四十九条　（不在者投票）」を「第四十九条及び第四十九条の二　（不在者投票）」に、「第四十九条の三　（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票）」を「第四十九条の三　（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の郵便による投票）」に、「第四十九条の四　（在外投票等の場合の罰則の適用）」を「第四十九条の四　（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の郵便による投票等の場合の罰則の適用）」に、「第二百五十五条の二　（在外投票の場合の罰則の適用）」を「第二百五十五条の三　（国外犯）」に、「第二百六十九条　（指定都市に対する本法の適用関係）」を「第二百六十九条の二　（選挙に関する期日の国外における取扱い）」に、「第二百七十一条の四　（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の四　（再立候補の場合の特例）」に改める。

第十一条第三項中「住所を有するもの」の下に「又は他の市町村において第三十条の六（在外選挙人名簿の登録）の規定による在外選挙人名簿の登録がされているもの」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　在外選挙人名簿

（在外選挙人名簿）

第三十条の二　市町村の選挙管理委員会は、選挙

人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

2　在外選挙人名簿は、永久に備え置くものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とする。

3　市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

4　選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本を用いることができる。

（在外選挙人名簿の様式等）

第三十条の三　在外選挙人名簿は、カード式名簿とする。

2　在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所（選挙人が国外へ住所を移す直前に国内において作成された住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。）又は本籍、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

3　市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、在外選挙人名簿を調製する投票区を指定しなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、在外選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

（在外選挙人名簿の登録資格）

第三十条の四　在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民（第十一条（選挙権及び被選挙権を有しない者）第一項若しくは第二百五十二条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）又は政治資金規正法第二十八条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、引き続き三箇月以上国外に住所を有するもの（特定国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限る。）について行う。

（在外選挙人名簿の登録の申請）

第三十条の五　前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定めるところにより、文書で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

一　申請の時において国外へ住所を移した日後五年を経過するに至っていない者で国内の市町村において住民票の消除がされた日後五年を経過するに至っていないもの　最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会

二　前号に掲げる者以外の者　申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会

2　前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）（当該住所を管轄する領事官がない場合その他特別の事情のある場合には、政令で定める領事官）を経由してしなければならない。

3　前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の資格に関する意見を付して、直ちに、同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録）

第三十条の六　市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3　市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたとき又は当該登録をしない旨を決定したときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に対し、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選挙人証」という。）を交付し、又は当該登録をしない旨及びその理由を通知しなければならない。

（在外選挙人名簿に係る縦覧）

第三十条の七　市町村の選挙管理委員会は、毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、最終住所又は本籍及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟）

第三十条の八　第二十四条（異議の申出）及び第二十五条（訴訟）の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「七日」とあるのは、「七日（政令で定める場合には、郵送に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

第三十条の九　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条（選挙権及び被選挙権を有しない者）第一項若しくは第二百五十二条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）若しくは政治資金規正法第二十八条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者について国内の市町村において住民票が新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第三十条の十　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一　死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二　前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三　登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

四　将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなったことを知ったとき。

（在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等）

第三十条の十一　領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する政令で定める文書を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

2　第二十九条（通報及び閲覧等）の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

（在外選挙人名簿に関する本籍地の市町村長からの通知）

第三十条の十二　在外選挙人名簿に登録されている者の本籍地の市町村長は、その者につき、国

内の市町村において住民票が新たに作成されたこと、氏名の変更があつたこと、死亡したこと又は日本の国籍を失つたことその他在外選挙人名簿について表示若しくは記載の修正若しくは訂正をし、又は在外選挙人名簿から抹消すべき事由が生じたことを知つたときは、遅滞なくその旨を在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

（在外選挙人名簿の再調製）

第三十条の十三　第三十条（選挙人名簿の再調製）の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

（在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任）

第三十条の十四　第三十条の四から前条までに規定するものほか、第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「いたる」に改め、同条第二項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第四十九条第一項中「選挙人で」を「選挙人名簿に登録されている選挙人で」に改め、「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、「次条」を「第五十条（選挙人の確認及び投票の拒否）」に改め、同条第二項中「選挙人」を「選挙人名簿に登録されている選挙人」に、「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第四十九条の二　選挙人名簿に登録されている選挙人で衆議院議員又は参議院議員の選挙の当日国外の住所に居住中であるべきことにより自ら投票所に行き投票をすることができないものの投票については、政令で定めるところにより、第四十二条（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）第一項ただし書、第四十四条（投票用紙の交付及び様式）、第四十五条（投票の記載事項及び投函）第一項から第三項まで、第四十八条（代理投票）及び第五十条（選挙人の確認及び投票の拒否）の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日（投票用紙等の送付に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認める場合は、あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日。次条第一項において同じ。）までの間に、在外公館（著しく多数の日本国民が住所を有する地域に設置されている在外公館その他の自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）の長の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。

2　前項の選挙人で次条第二項に規定する政令で定める事由のあるものの投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、投票用紙の送付を政令で定めるところにより市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に付記した国外の住所において受け、投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、行わせることができる。

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票）

第四十九条の三　在外選挙人名簿に登録されている選挙人で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票しようとするものは、政令で定めるところにより、第四十四条（投票所においての投票）、第四十五条（投票用紙の交付及び様式）、第四十六条（投票の記載事項及び投函）第一項から第三項まで、第四十八条（代理投票）及び第五十条（選挙人の確認及び投票の拒否）の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日までの間に、自ら在外公館の長の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証その他政令で定める文書を提示して投票をしなければならない。

2　前項の選挙人で在外公館の所在地から遠隔である国外の地域にその住所を有することその他の政令で定める事由のあるものの投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、在外選挙人証（「市町村の選挙管理委員会が、証拠書類によることができる旨の記載をしたものに限る。」を添えて投票用紙の請求をし、投票用紙の送付を政令で定めるところにより市町村の選挙管理委員会が在外選挙人名簿に付記した国外の住所において受け、投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、行わせることができる。

3　前項の在外選挙人証への郵便投票によることができる旨の記載に関し必要な事項は、政令で定める。

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票）

第四十九条の四　前条第一項の選挙人で国内にあるものの投票については、政令で定めるところにより、第四十四条（投票所においての投票）、第四十五条（投票用紙の交付及び様式）、第四十六条（投票の記載事項及び投函）第一項から第三項まで、第四十八条（代理投票）及び次条の規定にかかわらず、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、在外選挙人証を提示させて行わせることができる。

2　前条第一項の選挙人で国内にあるもののうち次の各号に掲げる事由のいずれかにより国内にある期間を通じて自らその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所に行き投票をすることができないものの投票については、同項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び次条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、在外選挙人証を提示させて行わせることができる。

一　選挙人がやむを得ない用務又は疾病のためその在外選挙人名簿の属する市町村の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

二　選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは収容施設にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄、少年院若しくは婦人補導院に収容中であるべきこと。

三　交通途絶の島その他の地で自治省令で定める地域に居住中若しくは滞在中又はその地域において転勤若しくは業務に従事中であるべきこと。

四　選挙人がその在外選挙人名簿の属する市町村の区域の属する都道府県の議会の議員の選挙区の区域外の住所に居住中であるべきこと。

3　第四十九条（不在者投票）第二項の規定は、前条第一項の選挙人で国内にあるものについて準用する。この場合において、第四十九条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の四（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票）第一項及び第二項」と、「その現在する場所において」とあるのは「在外選挙人証を添え投票用紙の請求をして投票用紙の送付を受け、その現在する場所において」と読み替えるものとする。

第五十五条中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を「、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十六条中「及び選挙人名簿又はその抄本」

を「、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第百九十四条第一項及び第百九十五条中「選挙運動」を「選挙運動（国外においてする選挙運動を除く。）」に改める。

第二百三十六条第一項中「選挙人名簿に登録をさせた者」を「選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に登録をさせ又は第四十九条の二に不在者投票（第二項若しくは第四十九条の三に在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票（第二項に基づき選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に投票用紙の送付を受ける国外の住所として虚偽の住所を付記させた者」に改める。

第二百四十七条中「超えて選挙運動」の下に「（国外においてする選挙運動を除く。）」を加える。

第二百五十五条の見出し中「不在者投票」を「不在者投票等」に改め、同条第一項中「第一項」の下に「又は第四十九条の四（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票）第一項若しくは第二項」を加え、同条第二項中「第四十九条第二項」の下に「（第四十九条の四第三項において準用する場合を含む。）」を加え、第十六章中同条の次に次の二条を加える。

（在外投票の場合の罰則の適用）

第二百五十五条の二　第四十九条の二（不在者投票）第一項又は第四十九条の三（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票）第一項の規定による投票については、その投票を管理すべき在外公館の長はこれを投票管理者、この法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長の権限に属させられた事務に従事する在外公館の職員はこれを選挙管理委員会の職員、その投票に立ち会うべき者はこれを投票立会人、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものとされた者はこれを第四十八条（代理投票）第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

2　第四十九条の二第二項又は第四十九条の三第二項の規定による投票については、この法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長の権限に属させられた事務に従事する在外公館の職員はこれを選挙管理委員会の職員、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を封出するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所はこれを投票所とみなして、第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）第二項、第二百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）第二項、第二百二十六条（威力妨害罪）、第二百二十八条（投票干渉罪）第一項、第二百三十四条（選挙犯罪の煽動罪）中第二百二十一条第二項、第二百二十三条第二項及び第二百二十八条第一項に係る部分、第二百三十七条（虚偽投票及び投票偽造、増減罪）第四項並びに第二百四十一条（選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反）（第百三十六条（特定公務員の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。以下同じ。）の規定を適用する。

（国外犯）

第二百五十五条の三　第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二条（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第二百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百二十三条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）、第二百二十四条の二（おとり罪）、第二百二十四条の三（候補者の適正に関する罪）第一項及び第二項、第二百二十五条（選挙の自由妨害罪）、第二百二十六条（威力妨害罪）、第二百二十七条（投票の秘密侵害罪）、第二百二十八条（投票干渉罪）第一項、第二百二十九条（選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）、第二百三十条（多衆の選挙妨害罪）、第二百三十一条（凶器携帯罪）第一項、第二百三十二条（投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪）、第二百三十四条（選挙犯罪の煽動罪）、第二百三十五条（虚偽事項の公表罪）、第二百三十五条の五（氏名等の虚偽表示罪）、第二百三十七条（虚偽投票及び投票偽造、増減罪）、第二百三十七条の二（代理投票における記載義務違反）、第二百三十八条（立会人の義務を怠る罪）、第二百三十九条（事務運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）第一項（第百三十七条の三（選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。）、第二百三十九条の二（公務員等の選挙運動等の制限違反）第一項並びに第二百四十一条（選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反）の規定は、国外においてその罪を犯した日本国民にも適用する。

第二百六十三条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製に要する費用

第二百六十九条の次に次の二条を加える。

（選挙に関する期日の国外における取扱い）

第二百六十九条の二　この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱いについては、政令で定める。

（選挙が行われることの国外における周知）

第二百六十九条の三　領事官は、衆議院が解散された日又は衆議院議員若しくは参議院議員の任期満了の日の六十日前の日以後、速やかに、当該領事官の管轄区域内に住所を有する者で政令で定めるものに対する葉書の送付その他選挙人に対し選挙が行われる旨を周知させるための措置をとるよう努めるものとする。

第二百七十条中「基く」を「基づく」に、「第二十九条第三項（選挙人名簿の修正に関する調査の請求）の規定による選挙人名簿」を「第二十九条（通報及び閲覧等）第三項の規定又は第三十条の十一（在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等）第二項において準用する第二十九条第三項の規定による選挙人名簿又は在外選挙人名簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、第四十九条の二（不在者投票）第一項若しくは第四十九条の三（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票）第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によって在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

第二百七十一条の四の次に次の一条を加える。

（在外投票等を行うことができない場合の取扱い）

第二百七十一条の五　天災その他避けることのできない事故により第四十九条の二（不在者投票）又は第四十九条の三（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票）の規定による投票をこれらの条に定める期間内に行うことができないときは、更に投票を行わないものとする。

附則第三項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

附則に次の一項を加える。

6　当分の間、第三十条の六第二項、第三十条の七及び第四十九条の二から第四十九条の四までの規定は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の補欠選挙及びこれに係る再選挙には、適用しない。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定中第三十六条の六第二項に係る部分、第四十九条の次に三条を加える改正規定、第二百六十九条の次に二条を加える改正規定中第二

百六十九条の三に係る部分及び附則に一項を加える改正規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第八条の規定は公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第四十九条の二から第四十九条の四まで、第二百六十九条の三及び附則第六項の規定は、前項ただし書に規定する政令で定める日以後初めて行われる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙を除く。）について適用し、公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙及び当該選挙に係る再選挙については、なお従前の例による。

（在外選挙人名簿に係る縦覧に関する経過措置）

第二条　前条第一項ただし書に規定する政令で定める日までの間における新法第二十条の七第一項の規定の適用については、同項中「毎年四月及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際」とあるのは、「毎年四月」とする。

（酒類法の一部改正）

第三条　酒類法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「並びに第四十六条の二」を「、第四十六条の二並びに第四十九条の二から第四十九条の四まで」に、「並びに第二百五十二条の三」を「、第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改め、同項の表第四十九条第一項の項及び第四十九条第二項の項中「次条」を「第五十条」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四十六条の二」の下に「、第四十九条の二から第四十九条の四まで」を加え、「並びに第二百五十二条の三」を「、第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改める。

第十四条第六項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

（外務省設置法の一部改正）

第五条　外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（領事官の管轄区域）

第十一条の二　領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）の管轄区域は、外務省令で定める。

第十二条中「（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（戸籍の附票の記載事項の特例）

第十七条の二　戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（在外選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知）

第十九条の二　市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正）

第七条　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「行の長」を「村の長等」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　当分の間、北方地域に本籍を有する者についての公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十一条第三項（政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条第四項で準用する場合を含む。）及び第三十条の十二の規定に基づく通知に関する事務並びに公職選挙法第三十条の二に規定する在外選挙人名簿に関する市町村の選挙管理委員会の事務は、他の法令の規定にかかわらず、自治大臣が北方領土隣接地域の市又は町の長及び選挙管理委員会のうちから指名したものが行う。

（他の法令への委任）

第八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、別に法律及び政令で定める。

理　由

多数の国民が国外に居住し、かつ、これらの者が選挙権を行使することができない現状にかんがみ、これらの者について選挙権の行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の制度を創設し、その登録を受けた者が、衆議院議員又は参議院議員の選挙において、在外公館において投票を行うことができることとするほか、在外公館においての投票が困難な場合には郵便による投票を行うこともできることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙、参議院議員の通常選挙のそれぞれについて約五億円の増加となる見込みである。

平成十年四月二十二日印刷
平成十年四月二十三日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局
F